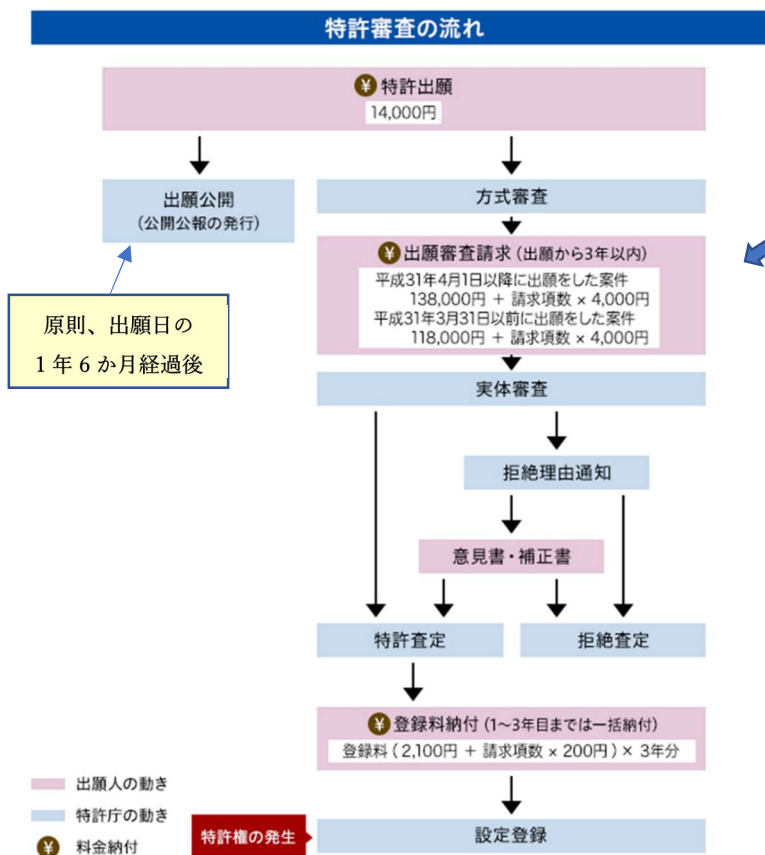


硫化水素ガス脱硫装置に係る特許の申請状況について

現在では、2の出願のあと、3の審査請求を完了した状況です。今後は、手続きフローに沿った対応を進めます。

- 1 特許出願の名称 硫化水素ガス脱硫装置
- 2 出願日 2020. 8. 18
- 3 審査請求日 2021. 6. 4
- 4 技術分野 「本発明は脱硫装置に関し、特に、最終処分場に埋め立てられた廃棄物から発生するガス中から硫化水素を除去する脱硫装置に関するものである。」
- 5 特許の利活用等（予定）
 - ・当クリーンセンター滋賀における「産業廃棄物にかかる調査研究」の成果
 - ・当クリーンセンター滋賀における対策手法の維持（他者の特許取得による制限回避）
 - ・他の処分場への技術供与（公益事業）
- 6 今後の手続き



フローに示されるとおり、実体審査が行われ、特許査定もしくは拒絶理由通知に進むこととなります。

出願審査請求 2021.6.4 完了

(参考) 特許について、ある発明について、一番早く特許を出願した者が、その発明について特許を取得するという、いわゆる先願主義が採用され、また、特許法第79条では、ある者が、特許権者の発明の内容を知らないで、独自に特許権者と同じ内容の発明をし、特許権者が出願した際に、すでにその発明を実施して事業を行っているなどの場合には、特許権者の許可なく当該発明を実施することができる（先使用による通常実施権、いわゆる「先使用权」が与えられる）旨の規定により、既に一定の権利を確保できているものと考えます。